

Topics | トピックス

- ◆ 第7回社会保障審議会年金部会が開催
- ◆ 東日本大震災にともない発生した東京電力福島第一原発の事故にかかる国民年金保険料の申請免除等特例措置を段階的に廃止に
- ◆ 出生数は過去最少、死亡数は過去最多～「2022年人口動態統計（確定数）の概況」～
- ◆ 扶養親族等申告書がスマートフォン等で提出可能に
- ◆ 2023年7月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で80.0%

◆ 第7回社会保障審議会年金部会が開催

厚生労働省は、9月21日に第7回社会保障審議会年金部会（部会長は菊池馨実（きくちよしみ）早稲田大学理事・法学学術院教授、部会長代理は玉木伸介（たまきのぶすけ）大妻女子大学短期大学部教授）を開催した。（1）第3号被保険者制度について、（2）女性の就労の制約と指摘される制度等について（いわゆる「年収の壁」等）が議事とされた。

【第3号被保険者制度について】

1961年の国民年金制度発足時は、厚生年金が夫名義の年金で夫婦2人が生活できるような給付設計となっていたことから、被用者年金の被保険者の妻は、国民年金の強制適用の対象にならず任意加入できることとなっていた。

その結果、妻が国民年金に任意加入する場合には、夫婦2人分の水準である夫の厚生年金に加え、妻の国民年金が支給されることとなり、夫婦2人分の受給額（夫婦ともに40年加入した場合）は、現役時代の夫の収入よりも多くなることが予測された。一方、妻が任意加入しない場合は、妻は障害年金を受給できず、また、離婚した場合には、自分名義の年金がないという問題があった。

当時は、任意加入のもとでは、加入しなかった妻は高齢で夫と離婚した場合に年金による保障を受けられない場合がある等、被用者の妻に対する年金の保障として年金受給に不十分な点があるため、新たな婦人の年金を構築すべきであるという意見も出された。また、夫婦に比べて単身者が有利とされる給付水準を見直し、適切で均衡のとれた給付を求める意見があった（1979年4月18日『わが国年金制度の改革の方向』－長期的な均衡と安定を求めて－』（年金制度基本構想懇談会報告）より）。このような経緯があり、昭和60年の年金制度改正により、サラリーマン世帯の専業主婦についても国民年金の強制適用対象とする第3号被保険者制度が導入された。

第3号被保険者制度の導入以後は、2019年12月27日の年金部会において、被用者保険の適用拡大の観点から第3号被保険者を縮小することで意見は一致したが、第3号被保険者については単に専業主婦（夫）を優遇しているとの捉え方ではなく、年収など多様な属性を持つ人が混在していることを踏まえた検討が必要であるとした。

この度の第7回年金部会では、近年の女性の就業状況の変化（就業率の上昇、子供ができたときの働き方の変化、若い世代を除きおむね50%を超えている非正規雇用割合など）をデータ（表1）で見たとうえで、2019年年金財政検証のオプション試算で第3号被保険者の縮小が被保険者数の拡大につながることを示されていることを確認した。一方で、女性が非正規雇用を選択する理由の一つに、「社会保険料や配偶者控除などを考えて」があり、この考え方が適用拡大の抑制要因になっていることが懸念された。また、第3号被保険者数は減少しており、夫婦や女性の働き方の現状に合わせた見直しが求められる。

<表1> 女性の働き方の変化

① 年代別にみる就業率と非正規雇用割合

		2002年	2012年	2022年
25～34歳	就業率	61.2%	69.1%	81.4%
	非正規雇用割合	36.7%	40.9%	31.4%
35～44歳	就業率	63.0%	66.7%	78.4%
	非正規雇用割合	52.6%	53.8%	48.4%
45～54歳	就業率	67.3%	72.2%	79.8%
	非正規雇用割合	54.7%	58.4%	54.9%

<内閣府「男女共同参画白書」(2023年版)>

② 年代別にみる子供ができたときの働き方

		2000年	2009年	2019年
20～29歳	子供ができて、 ずっと職業を続ける方がよい	20.3%	52.8%	57.7%
	子供が大きくなったら 再び職業を持つ方がよい	46.2%	35.2%	20.6%
30～39歳	子供ができて、 ずっと職業を続ける方がよい	36.1%	47.0%	68.4%
	子供が大きくなったら 再び職業を持つ方がよい	43.4%	39.4%	23.2%
40～49歳	子供ができて、 ずっと職業を続ける方がよい	40.2%	52.8%	73.7%
	子供が大きくなったら 再び職業を持つ方がよい	38.1%	34.0%	19.2%

<内閣府「男女共同参画白書」(2023年版)>

【女性の就労の制約と指摘される制度等について (いわゆる「年収の壁」等) について】

短時間労働者の社会保険制度上の適用区分は、働き方(労働時間及び収入)や扶養者の有無によって異なり、「年収の壁」はこの適用区分に起因する。具体的には、第3号被保険者が第1号被保険者に移動する際に生じる「130万円の壁」と、第2号被保険者に移動する際に生じる「106万円の壁」がある(図1)。

厚生労働省の「令和元年公的年金加入状況等調査」などによると、週所定労働時間が15時間以上で、いわゆる「106万円の壁」を意識している可能性がある第3号被保険者は、企業規模100人超で約45万人と見込まれる。さらに2024年10月に50人超へ拡大した場合には新たに約16万人が加わって、合計で約60万人と推計される。

また、「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」によると、配偶者がいる女性のパートタイム労働者のうち、21.8%が就業調整をしており、その理由として「一定額(130万円)を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから」と回答した人の割合は57.3%、「一定の労働時間を超えると雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料を払わなければならないから」と回答した人の割合は21.4%となっている。

このような被用者保険の適用拡大に対する短時間労働者の認知度をみると、すでに適用となっている企業の短時間労働者において、75%以上が認知していた（独立行政法人 労働政策研究・研修機構「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」（2022）より）。ところが2022年10月の適用拡大に伴う被用者保険の加入状況をみると、適用拡大前に国民年金第1号被保険者だった人については約77%が加入したが、第3号被保険者だった人については、48%が「回避した」と答えた。加入した理由は、「勤め先から言われたから」が多く、「将来の年金額を増やしたいから」、「保険料の負担が軽くなるから」などが続いた。一方で、加入しなかった理由は、「手取り収入が減少するから」が多く、「配偶者控除を受けられなくなるから」、「健康保険の扶養から外れるから」などが続いた。

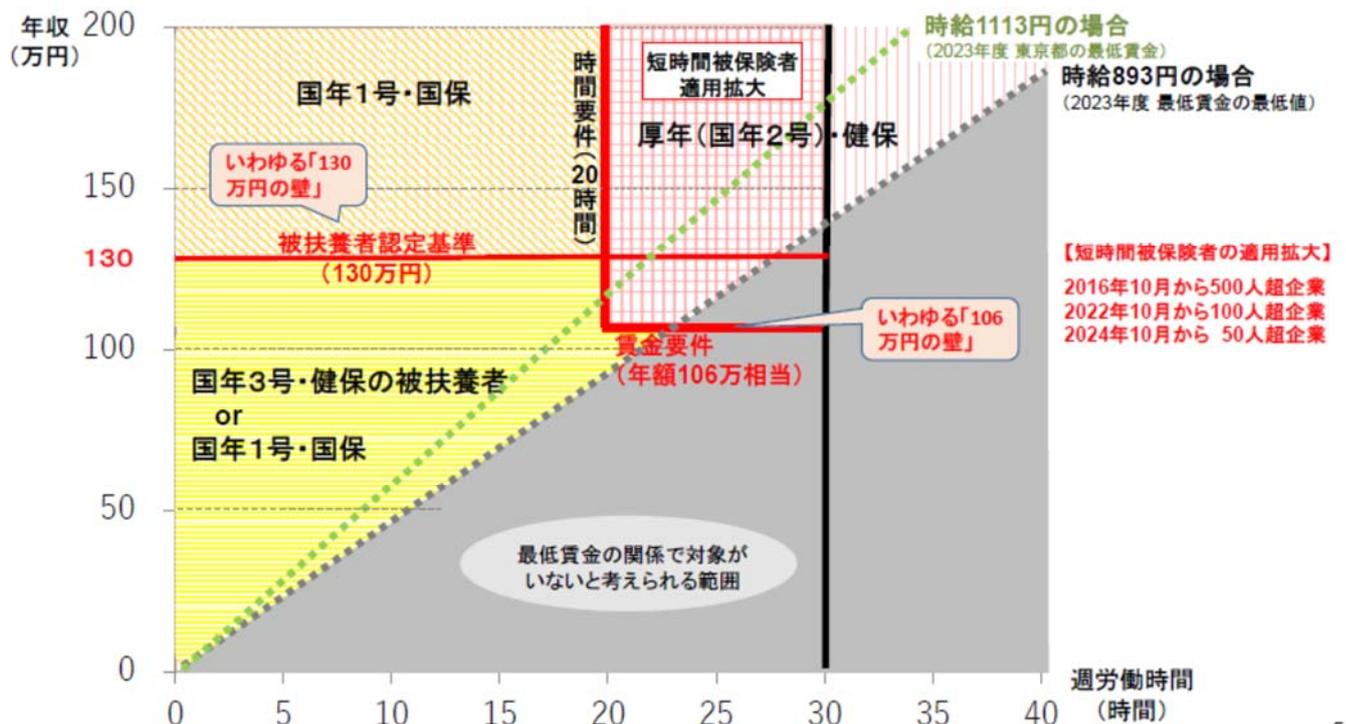
このような問題に対して、「全世代型社会保障構築会議」（2022年12月16日）では、第3号被保険者の被用者保険への加入を促進するために、被用者保険が適用されることのメリットを分かりやすく説明して、適用拡大を一層強力に進めていくことが重要であるとされた。また、いわゆる「就業調整」の問題に対しては、被用者保険適用に伴う短時間労働者の労働時間の延長や、基幹従業員として従事することによる企業活動の活性化などの好事例を集約し、具体的なメリットを労働者や事業主が実感できるような広報・啓発活動を展開するべきであるとされた。

「年収の壁」への対応策の考え方として、次のようなことが挙げられる。「106万円の壁」については、保険料負担が増えるが厚生年金給付も増える。これはすべての厚生年金被保険者に共通であり、適用拡大に伴う短時間労働者のみ異なる取扱いとなるわけではない。また、将来の年金給付のことは考えず、保険料負担による手取り収入の減少のみに着目して「壁」を感じる労働者への対応としては、「保険料負担による手取り収入の減少をどうするか」を考えることが基本となる。なお、最低賃金の引上げ等により、適用時点で「106万円」を意識しない水準まで収入が増加していればいわゆる「年収の壁」は解消される。

一方、「130万円の壁」では保険料負担が増えても基礎年金給付は同じであるという問題がある。これは第1号被保険者と第3号被保険者とで負担と給付の構造が異なることによる。対応としては、第3号被保険者のあり方そのものに着目した何らかの見直しを行うか、「壁」を意識しながら働く第3号被保険者が少なくなるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大を一層加速化することが基本となる。

保険料負担による手取り収入が減少しない仕組みを検討する際には、負担についての公平性、社会保険料の労使折半負担の原則との整合性と事業主の理解、他の被保険者との公平性といった視点が重要となる。

<図1> 社会保険の適用区分と「年収の壁」



※2023年度の最低賃金は、地方最低賃金審議会の答申に基づくもの。

◆東日本大震災にともない発生した東京電力福島第一原発の事故にかかる 国民年金保険料の申請免除等特例措置を段階的に廃止に

日本年金機構は9月19日、東日本大震災にともない発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故にかかる国民年金保険料の申請免除等特例措置を段階的に見直すことを公表した。

この事故により、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に2011年3月11日時点で住所があった人に対して、本人の申請に基づき、前年所得によらず国民年金保険料の免除・納付猶予、学生納付特例（以下「申請免除等」）を審査する特例措置を設けている。しかし、一部の避難指示地域は解除からおおむね10年を経過することなどを踏まえ、2017年4月以前に避難指示区域等の指定が解除された以下の市町村を対象に、2025年度から申請免除等特例措置を段階的に廃止する。

【対象地域】

福島県内の次の市町村が対象。

田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯館村（以上10市町村）

【廃止年度】

当時住所があった市町村 (2017年4月以前に指示が解除されている地域)	特例措置の廃止年度	
	免除・納付猶予	学生納付特例
双葉郡広野町、田村市	2025年度 (2025年7月分の保険料から)	2025年度 (2025年4月分の保険料から)
双葉郡檜葉町	2026年度 (2026年7月分の保険料から)	2026年度 (2026年4月分の保険料から)
双葉郡川内村、双葉郡葛尾村※、南相馬市※	2027年度 (2027年7月分の保険料から)	2027年度 (2027年4月分の保険料から)
伊達郡川俣町、相馬郡飯館村※、双葉郡浪江町※、双葉郡富岡町※	2028年度 (2028年7月分の保険料から)	2028年度 (2028年7月分の保険料から)

※帰還困難区域（特定復興再生拠点区域を含む）を除く。

◆出生数は過去最少、死亡数は過去最多～「2022年人口動態統計（確定数）の概況」～

厚生労働省は9月15日、「2022年人口動態統計（確定数）の概況」を公表した。調査によると、出生数は77万759人で、前年の81万1,622人より4万863人減少し、人口動態調査開始以来最少となった。出生率(人口千対)は6.3で前年の6.6より0.3ポイント低下した。合計特殊出生率は1.26で、前年の1.30より0.04ポイント低下し、過去最低となった。母の年齢別にみると、44歳以下の年齢階級で出生数が減少しており、晩婚化の影響が見られる。

死亡数は156万9,050人で、前年の143万9,856人より12万9,194人増加し、調査開始以来最多となった。死亡率(人口千対)は12.9で前年の11.7より1.2ポイント上昇した。死亡数と死亡率を死因別にみると、悪性新生物<腫瘍>の死亡数は38万5,797人、死亡総数に占める割合は24.6%、死亡率(人口10万対)は316.1で、前年同様死因順位の第1位となった。第2位は心疾患、第3位は老衰であった。新型コロナウイルス感染症の死亡数は4万7,638人、死亡率は39.0であった。

出生数と死亡数の差である自然増減数は△79万8,291人で、前年の△62万8,234人より17万57人減少し、過去最大の減少となった。自然増減率(人口千対)は△6.5で前年の△5.1より1.4ポイント低下し、実数・率ともに16年連続の減少・低下となった。

◆扶養親族等申告書がスマートフォン等で提出可能に

日本年金機構は9月11日、マイナポータルからねんきんネットを利用している人は、2024年分の「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を、スマートフォンやパソコンで電子申請できるようになったことを発表した。

【電子申請（マイナポータル）のメリット】

いつでも ・時間にとらわれず24時間提出できる。
・夜間や休日でも提出できる。

どこでも ・自宅や職場などインターネットを使ってどこでも提出できる。

時間・コスト削減 ・提出する際の移動時間や待ち時間がない。
・郵送コスト等の削減が期待できる。

【電子申請を利用するために必要な手続き】

- ① マイナンバーカードの取得
- ② マイナンバーカードへの「署名用電子証明書のパスワード」（英数字6桁～16桁）の設定
- ③ マイナポータルの利用者登録
- ④ マイナポータルとねんきんネットの連携手続き

※詳しい手続きは日本年金機構のホームページをご覧ください。

【扶養親族等申告書の電子申請の対象者】

日本年金機構から、扶養親族等申告書が送付された人が電子申請の対象となる。対象となる年に受給する年金の額が一定額（65歳以上の受給者は158万円、65歳未満の受給者は108万円）に満たない人は、申告書の提出の必要がないので、日本年金機構からの申告書の送付対象外となり、電子申請は利用できない。

ただし、日本年金機構からの申告書の送付対象であっても、以下の人は電子申請の対象外となるため、従前どおり紙の申告書の提出が必要となる。

- 旧法老齢年金（昭和61年4月1日以前に受給権が発生した老齢年金）を受給している人（旧公社（JR・JT・NTT）および農林共済の記録が機構に移管された旧法退職年金は除く）
→旧法老齢年金の受給者はねんきんネットを利用できない。
- 国外に居住する配偶者または扶養親族を控除対象とする人
→添付書類が必要となるため利用できない。

◆2023年7月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で80.0%

厚生労働省は9月29日、2023年7月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2020年7月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.7ポイント増の80.0%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は803万月で、納付月数は642万月。

【2021年7月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比4.6ポイント増の82.3%であった。納付対象月数は781万月で、納付月数は643万月。

【2022年7月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は80.2%であった。納付対象月数は791万月で、納付月数は634万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は90.5%となった。